

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしゃからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるようにいじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道七飯養護学校
おしま学園分校
令和5年4月1日

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識をすること
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識をすること
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童生徒」「いじめる児童生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の児童生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、次のものがなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(3) いじめの内容

いじめの態様には、次のものが考えられる。

- ・悪口を言う ・あざける ・落書き ・物壊し ・集団での無視 ・陰口
- ・避ける ・ぶつかる ・小突く ・命令 ・脅し ・性的辱め
- ・メール等による誹謗中傷 ・噂流し ・授業中のからかい ・仲間はずれ
- ・嫌がらせ ・暴力 ・たかり ・使い走り

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ・人間関係や心の問題 ・家庭環境
- ・大人の振る舞いを反映した問題（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント）
- ・集団の閉鎖性 ・ストレス ・競争的な価値観

4 いじめの解消

(1) いじめの解消

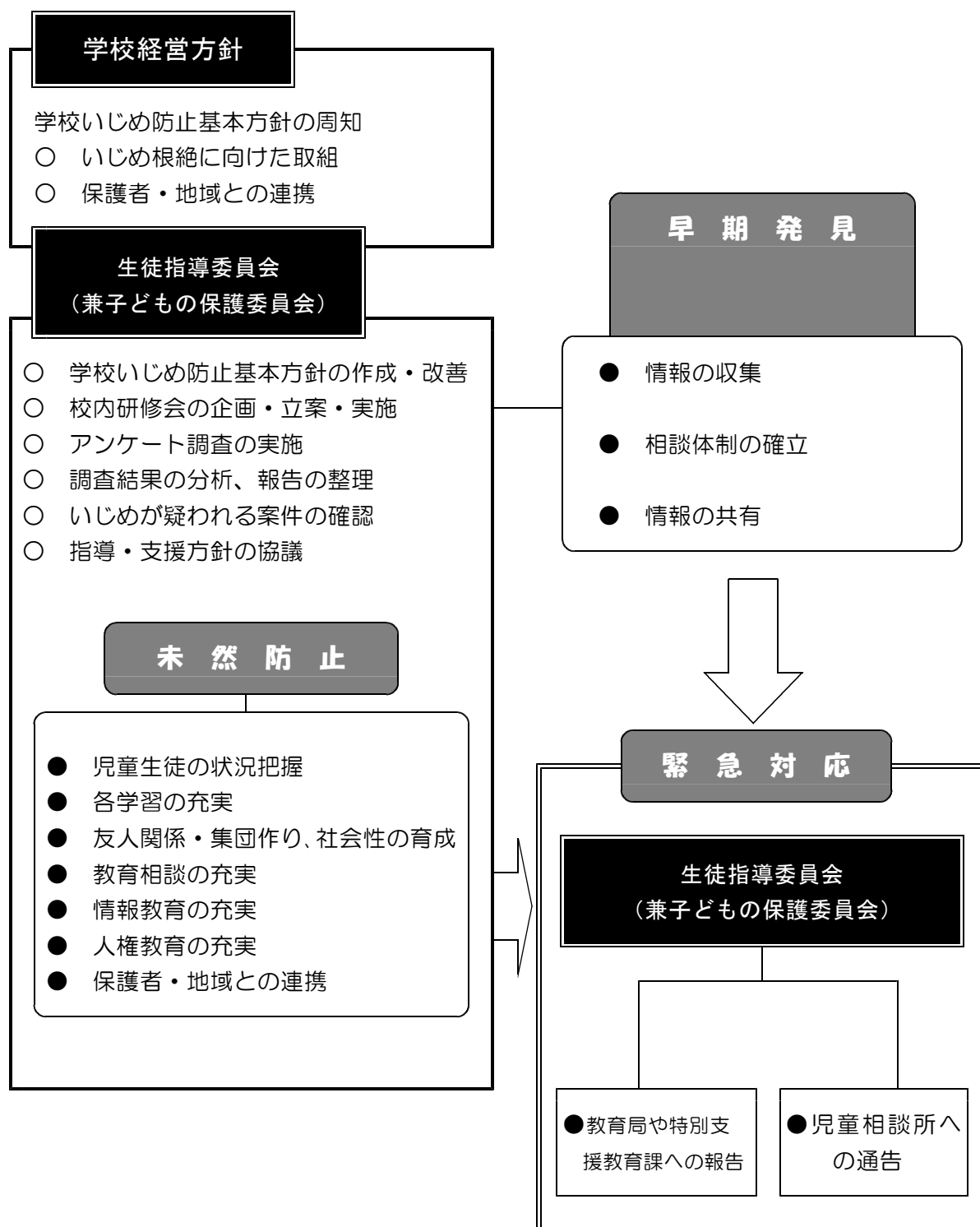
いじめが解消している状態は、次の通りである。

- ・いじめに関わる行為(心理的または物理的な影響)が3ヶ月以上、止んでいること。
- ・被害児童生徒がいじめの行為によって、心身の苦痛を感じていないこと。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

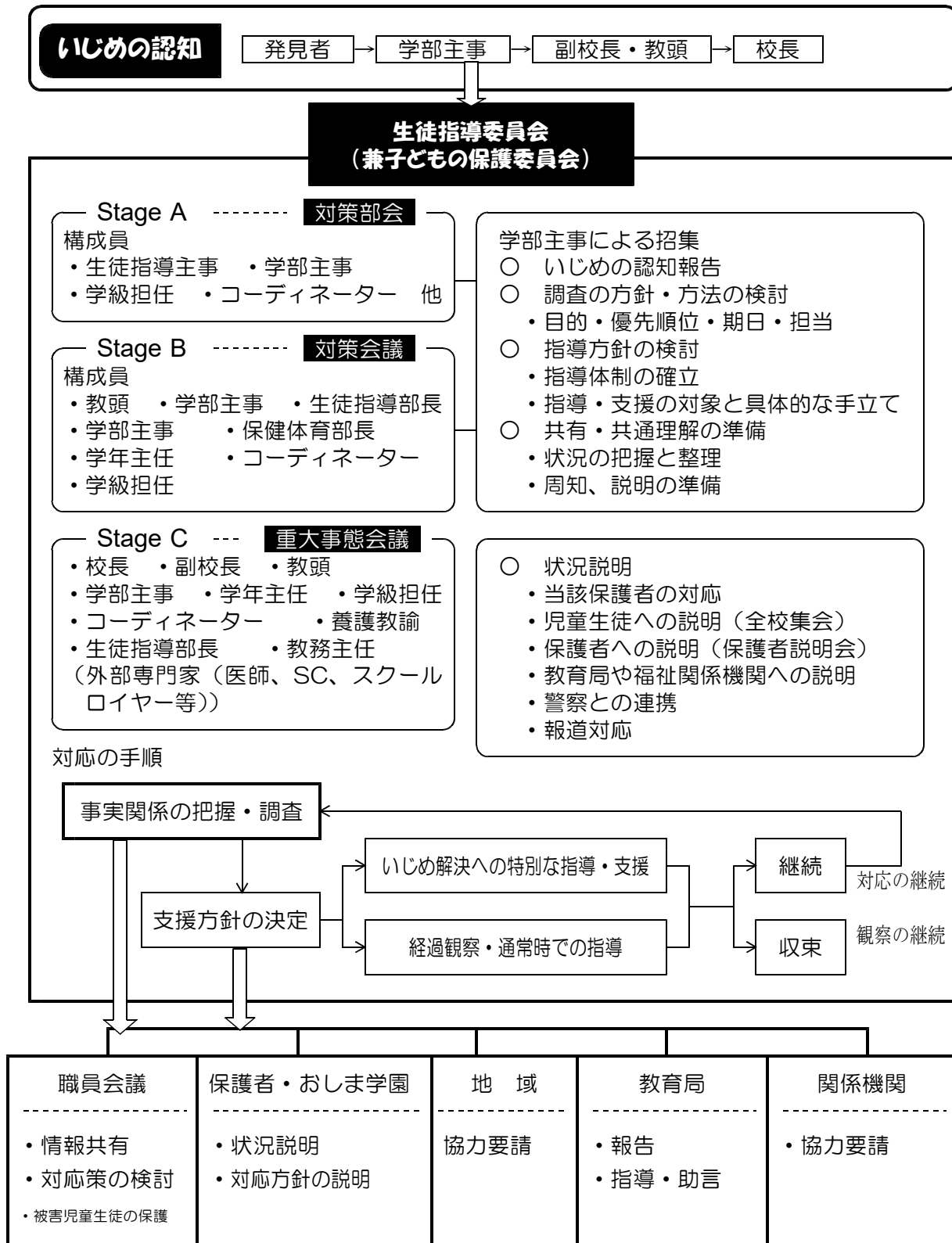
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 緊急時の組織対応

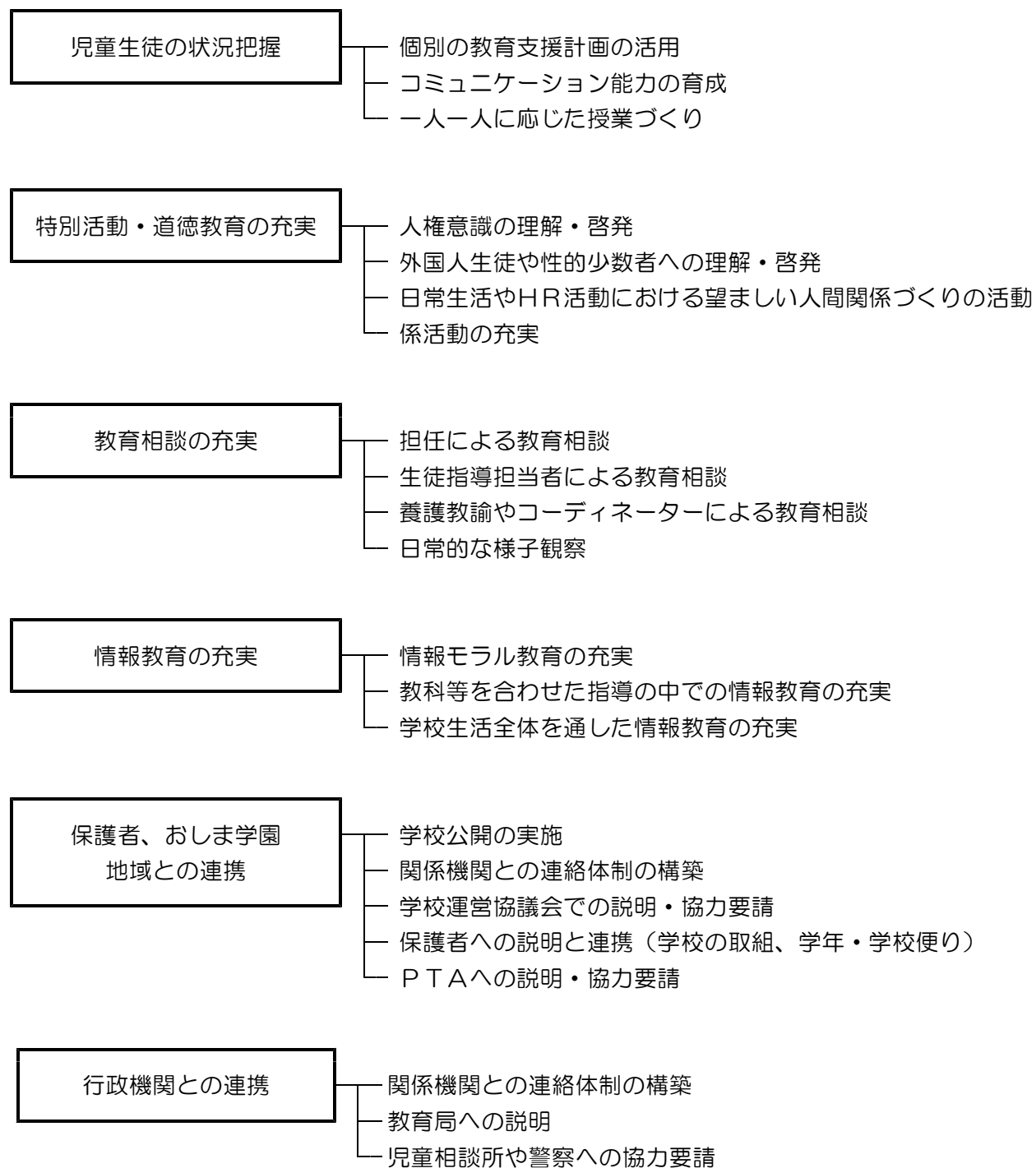
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



Ⅲ いじめの予防

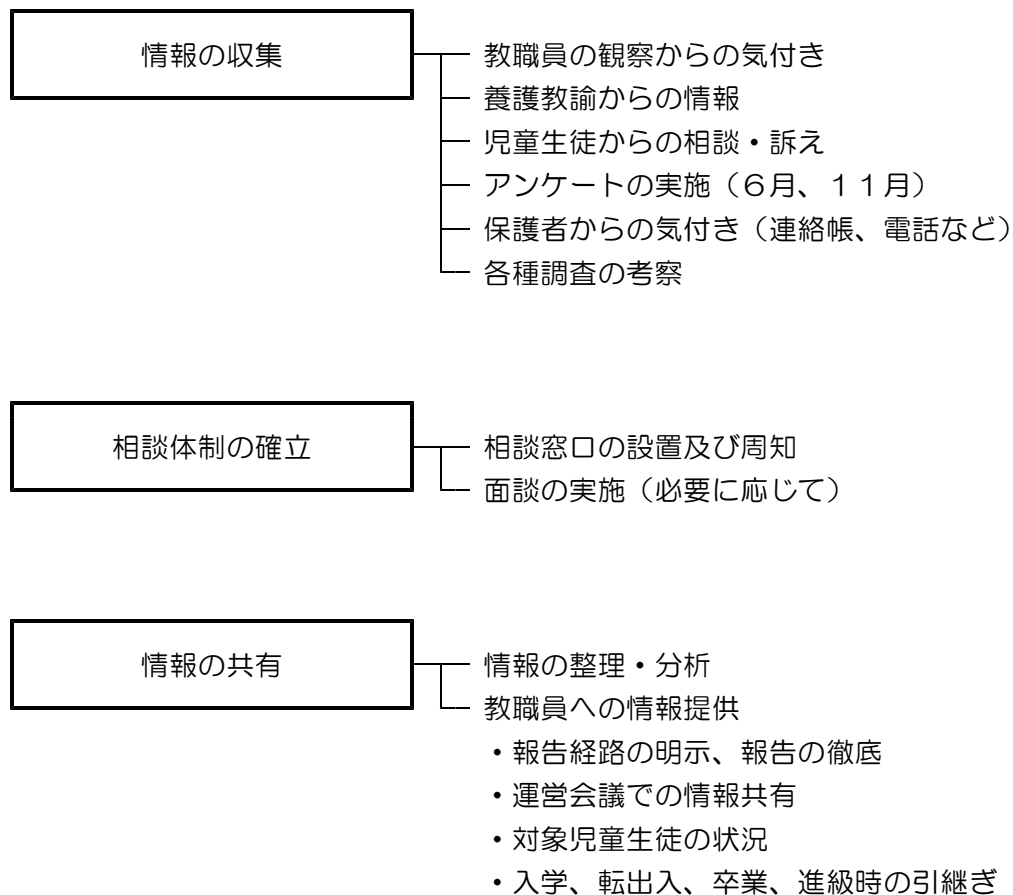
いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。

- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。
- (3) 保護者同士が対立する場合等
 - 必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。
 - 双方の和解を急がず相手や学校に対する不信感を丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
 - 対応者を十分に検討して対応に当たる。
 - 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

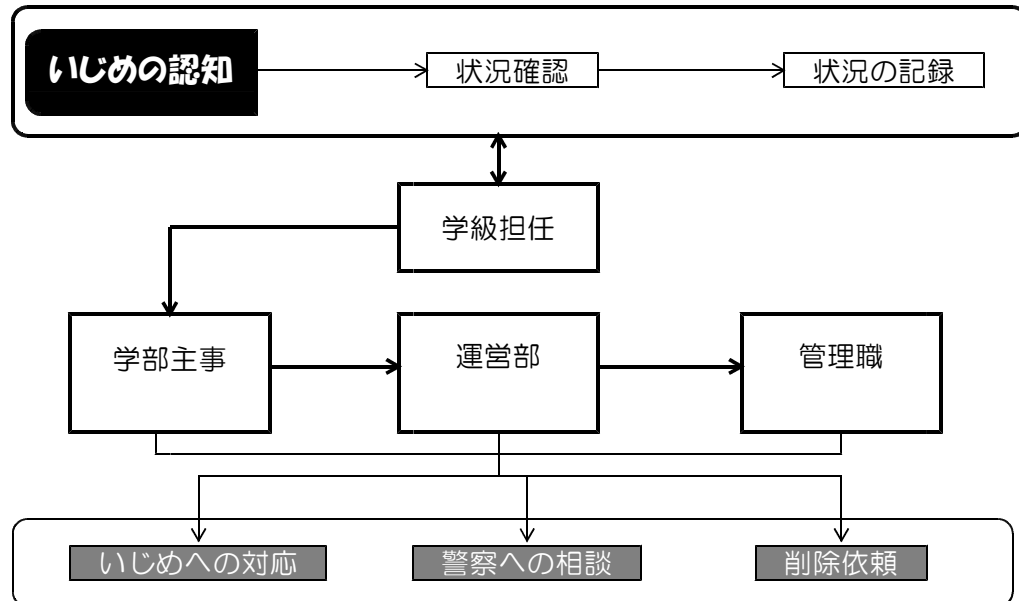
いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- (1) 教育局との連携
 - 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣・活動状況の共有
 - 関係機関との調整
- (2) 警察との連携
 - 心身や財産に重大な被害がある場合
 - 犯罪等の違法行為がある場合
- (3) 福祉関係との連携
 - 家庭の養育に関する指導・助言
 - 家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握
 - 各市町担当部署・児童相談所との情報共有
- (4) 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

- (1) ネットいじめとは
 - 文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。
- (2) ネットいじめの予防
 - ア 保護者への啓発
 - フィルタリング
 - 保護者の見守り
 - イ 情報教育の充実
 - 各学習における情報モラル教育の充実
 - 指導場面における情報モラル教育の充実
 - ウ 教職員の研修
 - ネット社会についての講話（防犯）の実施
- (3) ネットいじめへの対処
 - ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール
- イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、渡島教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

3 マスコミに対する対応

本部長を中心とし、対応する。

<附 則>

- 1 本方針は、令和5年4月1日に施行する。

【参考資料】犯罪としてのいじめ

いじめの内容や程度によっては、明らかに犯罪と判断されるものがあり、私たち教職員は、これらのことに関係機関と連携し毅然とした対応を進めます。

いじめの態様	関係する刑法の罪名
脅し文句	刑法222条 脅迫
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	刑法223条 強要 刑法176条 強制わいせつ
冷やかしゃからかい、インターネットや携帯電話等で誹謗中傷される。	刑法230条 名誉棄損 刑法231条 侮辱
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法235条 窃盗 刑法261条 器物破損等
金品を脅し取られる。	刑法236条 強盗 刑法249条 恐喝
ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	刑法204条 傷害 刑法208条 暴行